

医療機能情報の随時報告について

大分県福祉保健部医療政策課

医療機関（病院、診療所、助産所）の管理者は、医療法第6条の3の規定に基づき、医療機能情報の報告を行う必要があります。報告した情報は「医療情報ネット（ナビイ）」にて公表されることとなっております。また、報告した情報に変更があった場合は、変更の報告（随時報告）をすることができ、医療機能情報のうち「基本情報」（別表参照）に変更があった場合は、この随時報告を必ずしていただくこととなっております。県民の皆様が医療機関を適切に選択できるよう、医療機能情報の基本情報に変更があった際には随時報告をしていただきますようお願いいたします。

（報告方法）

下記のとおり大分県ホームページにアクセスし、「5. 随時報告」に掲載しております。リンク先の「G-MIS（医療機関等情報支援システム）」からご報告ください。

「大分県ホームページ」→「組織でさがす」→「福祉保健部」→「医療政策課」
→「医療情報の提供」→「医療機能情報の報告について」

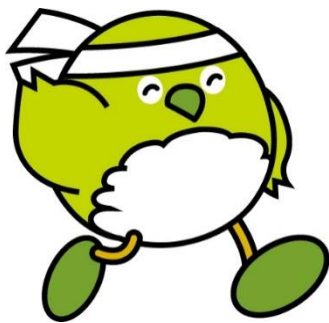
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/iryokinojohoseidoteikihokoku.html>



〈G-MIS を使用できない医療機関等〉

上記記載の県ホームページにアクセスし、「2. 紙による報告」に掲載しております。紙の報告用紙を印刷後、必要事項を記入のうえご提出ください。提出先は、大分市の医療機関は大分県医療政策課、大分市以外の医療機関は所管の保健所・保健部です。

報告用紙を県ホームページから印刷できない場合は、大分市の医療機関は大分県医療政策課へ、大分市以外の医療機関は所管の保健所・保健部へご連絡ください。



【問い合わせ先】

大分県 福祉保健部 医療政策課 医務班

TEL : 097-506-2646

FAX : 097-506-1734

E-Mail : hotnet01@pref.oita.jp

別表

【基本情報】

1 病院及び診療所

- ・ 医療機関の名称
- ・ 医療機関の開設者
- ・ 医療機関の管理者
- ・ 医療機関の所在地
- ・ 医療機関の案内用電話番号及びファクシミリ番号
- ・ 診療科目
- ・ 診療科目別の診療日及び診療時間
- ・ 病床種別及び届出又は許可病床数

2 歯科診療所

- ・ 歯科診療所の名称
- ・ 歯科診療所の開設者
- ・ 歯科診療所の管理者
- ・ 歯科診療所の所在地
- ・ 歯科診療所の案内用電話番号及びファクシミリ番号
- ・ 診療科目
- ・ 診療科目別の診療日及び診療時間

3 助産所

- ・ 助産所の名称
- ・ 助産所の開設者
- ・ 助産所の管理者
- ・ 助産所の所在地
- ・ 助産所の案内用電話番号及びファクシミリ番号
- ・ 就業日及び就業時間